

重 要

各体育施設利用団体の皆様へ

五十公野公園スポーツエリア付近のマナーの徹底について（お願い）

■発生事案

内 容
・ 五十公野公園テニスコート脇、近隣地域内の路上に駐車している車があり、住宅に出入りができない問題がたびたび発生している。
・ 近隣地域の個人宅敷地内に侵入し喫煙、設置してあった灰皿を利用しているという問題が発生した。

大会等で駐車場が混雑しているなど、理由の如何を問わず路上駐車をすることは迷惑行為です。また、各体育施設が全面禁煙だからといって周辺地域の個人宅敷地内やその周辺で喫煙することも迷惑行為に該当します。

ついては、次のことをお願いいたします。

路上駐車禁止と喫煙マナーについて

利用者の路上駐車及び施設内喫煙、周辺住民への迷惑行為を禁止します。

また、そのような行為が確認された場合、当該団体の利用許可を取り消す場合があります。

利用団体で施設利用のマナーの周知徹底を図ってください。
(大会等実施時には、来場者も含めた対応をお願いします。)

以上について、体育施設の運営は近隣住民の理解のうえで成り立っています。ルール・マナーを守り、皆さんがスポーツを楽しむ環境を守るため、ご協力をよろしくお願いいたします。

【担 当】

新発田市スポーツ推進課
スポーツ推進係
電話：0254-28-9660